

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

## 鳥取厚生年金 事案 411 (事案 279 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人の A 社における資格取得日は、昭和 38 年 8 月 1 日、資格喪失日は同年 9 月 1 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1 万 6,000 円とすることが必要である。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 21 日から 45 年 5 月まで  
③ 昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月まで  
④ 昭和 52 年 12 月から平成 2 年 6 月まで

前回、申立期間①及び②を含む昭和 38 年 4 月から 45 年 5 月までの期間については、B 社 C 工場で、申立期間③については、D 社で、申立期間④については、個人が経営する E 事業所で勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、いずれの期間についても厚生年金保険に未加入となっているので、被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、記録訂正は認められなかった。

その後、昭和 40 年 7 月 2 日から同年 9 月 21 日までの期間については、F 社での被保険者記録が見つかったため、B 社における勤務期間を申立期間②として再度申し立てる。

また、B 社及び F 社に勤務する前に、1 か月くらい A 社に勤務していたこと、及び E 事業所の同僚 1 人の名前を思い出したため、あわせて、再度調査してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②を含む昭和 38 年 4 月から 45 年 5 月までの期間につい

ては、i) B社の継承会社であるG社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を既に廃棄していること、ii) 申立人が記憶していた同僚の姓を称する被保険者6人に照会したが、いずれも申立人のことを知らず、申立期間の勤務実態等について具体的な供述を得ることができなかったこと、iii) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名や健康保険の整理番号の欠番は確認できなかったことなどから、申立期間③については、i) D社はH区において厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、商業登記の記録も確認できないこと、ii) 申立人は申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況等について確認することができないことなどから、申立期間④については、i) E事業所及び類似名称の事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) 申立人が氏名を挙げた事業主及び同僚1人はいずれも連絡が取れないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況等について確認できなかったこと、iii) 上記の事業主及び同僚は、いずれも申立期間当時、国民年金に加入していることなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成22年3月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日は1年相違するものの、同姓同名であり、被保険者期間が昭和38年8月1日から同年9月1日までとなっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。このことについて、申立人は、同社及びその後に勤務したF社に入社する際に、実際より1年早い生年を申告したとしており、事実、同社に係る被保険者名簿で確認できる申立人の生年月日とA社の記録の生年月日は一致していることが確認できることから、当該記録は申立人のものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和38年8月1日に取得し、同年9月1日に喪失した旨を社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②のB社及び申立期間③のD社に関しては、申立人から新たな資料等は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者

として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人が新たに思い出した同僚に確認したところ、申立人が申立期間当時にE事業所で店長として勤務していたことは記憶しているものの、自身や申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からないとしている。

また、この同僚は、昭和55年2月から56年4月ごろまでE事業所でI担当として勤務していたとしているが、オンライン記録によると、この期間中は年金に未加入となっている。

なお、この同僚は、当時の同僚として他に2人の姓を挙げているが、いずれも特定できない。

以上のことから、申立期間④について、申立人から再度申し立てられた内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間④において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B局（現在は、C社）における申立人の資格取得日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から同年7月1日まで  
昭和43年5月1日にA社B局に臨時雇用員として採用され、D事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入日が同年7月1日となっており、申立期間の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

E法人F部（A法人に係る人事記録を保管）から提出された申立人に係る人事記録の写しにより、申立人は、昭和43年5月1日にB局D事業所に臨時雇用員として採用され、同年5月は25日間、同年6月は23日間勤務していることが確認できる。

また、E法人F部は、申立期間について、「申立人は、昭和43年5月1日が永年勤続起算年月日となっていること等を考慮すれば、採用前提の臨時雇用員の身分をもって在籍したものと推認できる。A社は、臨時雇用員等に対して、昭和38年10月1日以降に、厚生年金保険加入を制度化したこと等から、申立人の申立期間、A社の組織母体における事務処理に鑑みれば、当該保険料を納付の上、厚生年金保険に加入していたものと思慮される。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB局における昭和43年7月のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、E法人F部は保険料を納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成元年1月31日となっているが、同年1月31日まで勤務しており、1月分の厚生年金保険料を控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに当時の事業主及び同僚の供述により、申立人は、昭和60年1月1日から平成元年1月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立期間に係る給与明細書を保管していないものの、オンライン記録により、申立人と同日に被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚の保管する給与明細書において、当該同僚は平成元年1月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人も同僚と同様に、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当で

ある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に納付したと主張しているものの、既に事業所は解散しており、賃金台帳等の関連資料は廃棄しているため確認することができず、仮に事業主が平成元年2月1日付けで申立人の資格喪失の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで  
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。申立人は、当時A市に設立したB社で働いていたが、国民年金の保険料を納付していたと思うので、調べてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の申立期間の住所地であるA市とC町（現在は、D町）の国民年金被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、オンライン記録によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は既に死亡しているほか、その妻も、当時の保険料の納付方法、納付金額等を記憶していないため申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 414 (事案 230 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年ごろから 19 年 3 月ごろまで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間はA社所属のB丸に乗船し、夏場はC近海で、冬場はD海沖で漁を行い、その後、徴用されE国で兵士及び食糧を運搬し戦地で沈没させられた。申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和 18 年 4 月ごろから 19 年 3 月ごろまでA社所属のB丸に乗船していたとして申立てを行っていたが、i) 同社は船員保険又は厚生年金保険の適用事業所として確認することができないこと、ii) 申立人は当時の同僚を記憶しておらず、勤務及び保険料控除の事実を確認することができないことなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B丸が軍に徴用(昭和 18 年 2 月)されるまでに冬期の漁を2シーズン行ったことから申立期間の開始時期を昭和 17 年ごろに変更するとともに、B丸での同僚の氏名を思い出したことなどから、再申立てを行ったものである。

そこで、申立人の徴用船員期間について、厚生労働省社会・援護局業務課に照会したところ、申立人の船員カード等が保管されており、同資料によれば、申立期間中の昭和 18 年 2 月 3 日に陸軍に徴用されていたことが確認できる(徴用期間不明であるが、申立人の供述から少なくとも昭和 19 年 3 月までは徴用されていたものと考えられる。)。同カードの備考欄には「機漁船」との押印があるが、同課は当該記録について、「機漁船の押印があるこ

とから、申立人は甲船員として徴用されていたと考えられる。」と回答している。陸軍の甲船員として徴用されていた期間については、旧陸軍共済組合に加入するものとされていたため、18年2月3日から19年3月までの期間については船員保険の対象にならない。

また、今回新たに、昭和18年度日本船名録により申立人が申立期間に乗船したとするB丸について確認したところ、A社と類似名称であるF社が所有するB丸及び第二B丸の存在が確認できた。国土交通省G運輸局の保管する両船舶に係る船舶原簿及び申立人の供述内容から、申立人が乗船していたとする船舶は第二B丸であると推認される。同船は申立期間のうち、昭和17年2月から18年6月まではF社が、同年7月以降はH社が船舶所有者となっていたことが確認できる（同船は昭和20年4月に職権で抹消されており、沈没年月日は不明。）。

しかし、同船の船籍港及び両社の所在地を管轄する年金事務所に確認したところ、F社及びH社はいずれも船員保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録を確認したが、申立人が新たに氏名を挙げた同僚の船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において、船員保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで  
昭和 15 年 4 月 1 日にA社B工場に入社して部品検査業務に従事し、終戦まで継続して在籍していたが、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の被保険者となったのは 19 年 6 月 1 日となっているので、同日以前の期間についても被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務していたことは、申立人の同僚の供述から推認できる。

しかし、労働者年金保険法（昭和 17 年 6 月施行）では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者対象とされているところ、申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した同僚 8 人から当時の業務内容について聴取したところ、いずれも、申立人と同じ部品検査のほか、設計、製図、製品企画、厚生、総務などの事務業務を挙げ、筋肉労働は無かったと供述していることから、申立人は、筋肉労働者ではなく、同法の適用を受けない職種であったものと考えられる。

なお、申立人が挙げた同僚 1 人は、申立人と同じ部品検査業務に従事したとしているところ、昭和 17 年 3 月 11 日にA社B工場労働者年金保険被保険者資格を取得しているが、同時期（昭和 17 年 4 月）に被保険者資格を取得した 8 人から当時の業務内容について聴取したところ、いずれも、旋盤工、機関砲の製造、運搬などの筋肉労働を挙げていることから、この同僚は、労働者年金保険法の適用を受ける筋肉労働に従事し、同法施行時から被保険者となっているものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社B工場に係る健康保

険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 19 年 6 月 1 日に資格取得している記録が確認できるとともに、17 年 1 月 1 日から 19 年 5 月 31 日までの期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の記録は確認できない。

さらに、A 社 B 工場は昭和 20 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、継承する会社も存在しないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料も無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月から平成元年 2 月 1 日まで  
② 平成元年 10 月から 2 年 2 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 63 年 10 月から A 社で勤務を開始したはずなのに、国（厚生労働省）の記録によると、平成元年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており納得できない。

申立期間②については、出産の前月（元年\*月）には退職したはずなのに、2 年 2 月 1 日まで被保険者資格が継続しているため、退職日と一致するように訂正（短く）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険及び厚生年金保険の記録では、平成元年 2 月 1 日以降の記録しか確認できないが、事業主の供述から、申立人は、A 社に元年 2 月 1 日以前から勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間当時の A 社の経理担当者は、「当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、正社員であっても、入社後しばらく様子を見て厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述しており、申立人も「入社後しばらくの間、アルバイト勤務であった。」としている。

また、A 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の資格取得日は平成元年 2 月 1 日として届け出られているとともに、「平成元年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」においても、申立人に対する社会保険料の控除は同年 3 月 5 日に支給された給与からの同年 2 月分の控除以降のものしか確認できず、申立期

間①中の厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、A社において厚生年金保険被保険者とされている申立期間②について、「A社を退職したのは平成元年\*月で、それ以降は勤務しておらず、資格喪失日（平成2年2月1日）が誤っているので退職日と一致するよう訂正（短く）してほしい。」と申し立てしているところ、A社が保管する「平成元年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、平成元年12月の欄に「産休」と記載されており、出産以降、産休扱いとして同社に在籍していたものと推認できる。

また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人のA社での退職年月日は平成2年1月31日、資格喪失日は2年2月1日と記載されているとともに、申立人の雇用保険記録によると、A社での離職日は2年1月31日となっている。離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となることから、これらの記録の内容には整合性があり、社会保険事務所（当時）と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、届出の処理及び記録の内容に誤りは認められない。

以上のことから、申立人のA社における実勤務は平成元年\*月までであった可能性は否定できないものの、在籍については、事業主が申立人の出産以降、産休として取り扱い、退職日を2年1月31日とし、申立人の資格喪失日を2年2月1日として届け出たものと認められ、ほかにこれに反する特段の事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年12月1日から39年6月6日まで  
② 昭和39年6月6日から40年1月24日まで  
③ 昭和40年1月24日から42年12月16日まで

私は、昭和26年12月1日から42年12月15日までA社に継続して勤務していた。しかし、申立期間①及び③について、昭和26年12月から結婚した33年6月までは1万円強、33年7月からは2万円、40年1月から42年11月までは3万円の給与を受け取っていたはずであるが、標準報酬月額はこれを下回っており、納得できない。

また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いが、まちがいなく勤務していたはずなので、申立期間②が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、A社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額を確認したが、当該期間に同社の被保険者であった同僚の標準報酬月額と比較して低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は当時同社から支給される給与のほかに、親戚である事業主から別途手当を受け取っていたと供述していることから、申立人が記憶している給与額と標準報酬月額との差額は、この手当である可能性も否定できない。



2 申立人は、申立期間②も含め、昭和 26 年 12 月 1 日から 42 年 12 月 15 日まで、A 社に継続して勤務したとしている。

しかしながら、オンライン記録及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、A 社において昭和 26 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39 年 6 月 6 日に同資格を喪失し、その約 8 か月後の 40 年 1 月 24 日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間②（昭和 39 年 6 月 6 日から 40 年 1 月 24 日まで）の被保険者記録が無い。

また、前出の原票によれば、昭和 39 年 6 月 9 日に健康保険証が返納されたことが確認できるほか、同社の健康保険における申立人の妻と子の扶養は、申立期間は途切れ、2 度目に厚生年金保険の資格を取得した 40 年 1 月 24 日に再開されたことが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、資格取得年月日は昭和 40 年 1 月 24 日、離職年月日は 42 年 12 月 15 日となっており、オンライン記録と一致する。

3 各申立期間について、A 社の厚生年金保険加入記録を有する複数の元従業員に照会したが、申立期間①及び③の標準報酬月額について具体的な供述を得ることができなかったほか、申立人が申立期間②において同社に勤務していたとする具体的な供述も得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間当時の給与額や保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、A 社は、昭和 58 年 7 月 31 日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、同社における申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。